

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

2021年12月22日 中医協総会(調剤) 「個別事項 (その11)」 ～オンライン服薬指導～

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料：2021年11月19日 内閣府「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」
2021年11月30日 e-GOVパブリックコメント「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（オンライン服薬指導関係）の一部改正通知（仮称）に関する御意見の募集について」
2021年12月22日 中医協総会資料「個別事項（その11）」
2021年12月22日 規制改革推進会議「当面の規制改革の実施事項」

・次期診療報酬改定に向けて、中医協総会においてテーマごとに議論され、論点整理が進んでいます。10月より個別・具体的な検討・議論（いわゆる第2ラウンド）が開始され、例年、年明け1月に諮問、2月に答申、3月初旬に告示が行われます。

資料No.20220105-1175(1)

本資料は、2021年12月22日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

- ・12月22日は、厚生労働省側より「個別事項（その11）」について課題が示されました。
- ・こちらの資料では「オンライン服薬指導」に関わる内容をピックアップしました
- ・今後の議論のポイントとなりそうな課題を抜粋し、総会で **支払側（1号）** **診療側（2号）** の各委員から述べられた意見を要約しています。
- ・また、同日に開催された規制改革推進会議の「当面の規制改革の実施事項（案）」で示された内容も盛り込んでおります。

薬機法施行規則改正に合わせた要件変更へ

課題：オンライン服薬指導の時限的・特例的取扱いを踏まえた薬機法に基づくルールの見直しについて、年度内の施行を目指し、検討が進められている。

	＜現行＞薬機法に基づくルール	＜現行特例＞0410事務連絡	＜改正方針＞薬機法に基づくルール
実施方法	初回は対面 (オンライン服薬指導不可)	初回でも、薬剤師の判断により、電話・オンライン服薬指導の実施が可能	初回でも、薬剤師の判断と責任に基づき、オンライン服薬指導の実施が可能
通信方法	映像及び音声による対応 (音声のみは不可)	電話(音声のみ)でも可	映像及び音声による対応 (音声のみは不可)
薬剤師	原則として同一の薬剤師 ※例外あり	かかりつけ薬剤師・薬局や、患者の居住地にある薬局により行われることが望ましい	かかりつけ薬剤師・薬局や、患者の居住地にある薬局により行われることが望ましい
診療の形態	オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋	どの診療の処方箋でも可能	どの診療の処方箋でも可能
薬剤の種類	これまで処方されていた薬剤又はこれに準じる薬剤	原則として全ての薬剤	原則として全ての薬剤
服薬指導計画	服薬指導計画を策定した上で実施	特に規定なし	服薬指導計画と題する書面の作成は求めず、服薬に関する必要最低限の情報等を記載

【2021年12月22日中医協総会資料より日医工（株）が作成】

改正通知案で示された内容には服薬指導計画に関する記載はなかったが、今回の中医協総会資料に記載された内容

その他、改正通知案で示された内容

- 研修受講規定の追加
- 周知事項規定の追加 等
- ※処方箋の取扱いについては言及なし
(現行通り、処方箋原本の到着が必要)

診療側意見【医師委員】

- ・対象疾患の選定や医薬品の取り扱いなど、慎重な検討をお願いしたい
- ・オンライン服薬指導が訪問薬剤管理指導に置き換わるものではなく、あくまでも限定的・補完的なものであることを理解頂きたい

診療側意見【薬剤師委員】

- ・利便性等の観点からICTを活用して行くことは理解できるが、やはり対面が原則ではないか

支払側意見

- ・今よりも幅広い患者に柔軟な対応を可能にして行く方向で調剤報酬を考えていくのが良い

MPSコメント

- ・診療側は、医師委員・薬剤師委員共に、原則は対面での指導とすることを求めています

			主な内容
2019/12/19	厚労省	改正薬機法公布	条件付きでオンライン服薬指導可（施行は2020/09/01）
2020/04/10	厚労省	コロナ特例事務連絡	時限的措置として初回からのオンライン服薬指導可（0410特例）
2020/09/01	厚労省	改正薬機法施行	薬機法に基づくオンライン服薬指導解禁
2021/06/18	内閣府	規制改革実施計画	オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化
2021/11/19	内閣府	コロナ克服・新時代開拓のための経済対策	「オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化等を通じ、受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンラインで完結できるようにする」
2021/11/30	厚労省	改正通知案公開	改正通知案を公開（12/06規制改革推進会議での指摘内容を抜粋） ・対面服薬指導未実施の患者と、処方変更患者は、対面指導を原則 ・処方箋の取扱いについて言及なし ・オンライン服薬指導を実施する薬剤師の研修受講
2021/12/06	内閣府	規制改革推進会議	厚労省発出の改正通知案（上記）への指摘
2021/12/22	厚労省	中医協総会	改正通知案を元に調剤報酬算定ルールの見直し案提示
	内閣府	規制改革推進会議	当面の規制改革実施事項提示（中医協資料と異なる内容を抜粋） ・薬剤師の判断と責任に基づき、対面・オンラインの手段のいずれも可 ・薬局に処方箋原本の持参が不要であることを明確化（医療機関から薬局へ処方箋情報の送付等の徹底が前提） ・研修の受講は義務付けない（ただし、研修材料等の充実が求められる）

MPSコメント

・中医協総会と同日に行われていた規制改革推進会議では大幅な規制緩和の案が示されており、これまでの実効性から推測すると、規制改革推進会議の内容が加味された改定が行われるのではないかと予想されます



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>